

定 款

平成 3年 3月 29日改正
平成 6年 3月 30日改正
平成 14年 12月 20日改正
平成 17年 3月 11日改正
平成 18年 6月 9日改正
平成 20年 6月 13日改正
平成 24年 6月 18日改正

奥多摩建設工業株式会社

第1章 総 則

(商号)

第1条 本会社は奥多摩建設工業株式会社と称する。

(目的)

第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木及び建築に関する設計及び監理並びに施工請負
2. 地質、土質並びに試錐及び物理探査工事に関する監理並びに施工請負
3. 鉱物及び石材類の採掘、砕石の製造並びに販売
4. 自動車による一般運送
5. 鉱滓及び石膏並びに石灰利用による道路工事、その他土木工事の設計、施工請負
6. 不動産の売買、賃貸に関する業務及び、管理、仲介等の取引
7. 土地造成、開発及び環境整備の調査、企画並びに監理に関する事業
8. 機械、プラント類の設計、製作、販売、賃貸、修理およびこれらに関する工事の請負
9. トレーラー、ブルドーザー等の建設用機械及び関連部品の販売修理並びにそれらの運搬用機械の販売、修理
10. 前記各項に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 本会社の本店を東京都青梅市東青梅におく。

(機 関)

第4条 本会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第5条 本会社の公告は電子公告による。ただし、事故その他のやむおえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報による方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行する株式の総数を1,600,000株とし額面株式を500円とする。

(株券の発行)

第7条 本会社は株式に係る株券を発行する。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第8条 本会社の単元株式数は、1,000株券とする。

- 2 本会社は前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第9条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(株式取扱規程)

第10条 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿への記載または記録)

第11条 株式の取得により当該株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、法令に別段の定めがある場合を除き、本会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。
譲渡による株式の取得の場合には、株券

- 2 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

(基準日)

第12条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項に定めるほか、必要があるときは取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 本会社の定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必用に応じて招集する。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めのある場合を除き、出席株主の議決権の過半数で決する。

(招集者および議長)

第15条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除く外、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することが出来る。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 本会社の取締役は12名以内とする。

(選任)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠または増員によって選任された取締役の任期は現任取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役)

第20条 本会社は取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役社長1名を選任するほか、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選任することができる。

- 2 取締役会の決議をもって取締役副社長及び専務取締役のうちから会社を代表する取締役を選任することができる。
- 3 取締役社長は取締役会の議長となり、取締役社長事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、ほかの取締役がこれに当る。
- 4 取締役社長は、社務を総理し、取締役会の決議を執行する。
- 5 取締役副社長、専務取締役、常務取締役は社長を補佐し、業務を分掌する。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会招集の通知は会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発するものとする。

但し、各取締役及び各監査役の同意を得た時はさらにこれを短縮することができる。

(取締役会の決議方法等)

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 本会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が署名又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について意義を述べた時はこの限りでない。

(取締役会規程)

第23条 全各条に定めるものを除くほか、取締役会に関する事項については取締役会が定める取締役会規定による。

(取締役の責任免除)

第24条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(員数)

第25条 本会社の監査役は3名以内とし、株主総会において選任する。

(選任)

第26条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の責任免除)

第28条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 本会社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第29条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第30条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(配当金の除斥期間)

第31条 剰余金の配当は、支払い確定の日から3年を経過したときは、本会社はその支払いの義務を免れる。